

議案第60号 東海村議員および東海村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について（賛成）

議案第61号 東海村付属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について（賛成）

議案第62号 東海村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について（賛成）

議案第63号 東海村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（賛成）

<質問>

今回の改正の内容および本件に関する村内の状況についてお聞きします。

<再質問>

連携施設を自前で持たない新たな事業者が今後新出してきた場合、引きつづき村が責任をもって、行き場のない3歳児をつくらないよう配慮が必要と思いますが考え方をお聞きします。

議案第64号 東海村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（賛成）

議案第65号 令和2年度東海村一般会計補正予算（第6号）（賛成）

議案第66号 令和2年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（賛成）

議案第67号 令和2年度東海村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（賛成）

議案第68号 令和2年度東海村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（賛成）

議案第69号 令和2年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）（賛成）

議案第70号 令和2年度水戸・勝田都市計画事業東海駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）（賛成）

議案第71号 令和2年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）（賛成）

議案第72号 令和2年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）（賛成）

議案第73号 令和元年度東海村水道事業会計利益の処分について（賛成）

議案第74号 令和元年度東海村下水道事業会計利益の処分について（賛成）

議案第75号 財産取得の変更について（部原地区土地利用推進事業用地）（賛成）

議案第76号 損害賠償の額を定め和解することについて（賛成）

議案第77号 那珂地方公平委員会規約の一部を変更することに関する関係地方公共団体の協議について（賛成）

議案第 78 号 旧中央公民館解体工事（賛成）

議案第 79 号 工事請負契約締結（賛成）

議案第 80 号 備品購入契約締結（賛成）

認定第 1 号 令和元年度東海村一般会計歳入歳出決算の認定について （反対）

<反対討論>

日本共産党の大名美恵子です。認定第 1 号令和元年度東海村一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長の「可決すべきもの」とする報告に反対し、決算に反対の立場から討論を行います。

本決算の保育士等緊急雇用対策事業や新保育所整備推進事業、小・中学校空調機器賃借料などの支出につきましては、乳幼児や児童生徒をめぐる喫緊の課題解決にむけて下した英断と評価できますが、一方、以下 5 点については住民生活支援にはそぐわないものとして容認できないため、決算全体としては反対を表明するものです。

1 点は、個人番号カード交付事業費および個人番号カード交付事務費補助金の受け入れ、またシステム改修の際に使うとされた社会保障・税番号システム整備費補助金の受け入れです。社会保障、税、災害対策の分野に限っての使用と限定されてはいるものの、個人情報の漏洩やなりすまし等が危惧されるマイナンバーを紐づかせた業務執行 およびマイナンバーカード取得推進は容認できません。マイナンバーの取り扱いは止めるべきです。

2 点は、原子力広報調査等交付金の受け入れです。経済産業省資源エネルギー庁の交付の目的は、「地方自治体が行う原子力発電に係る知識の普及や住民の生活に及ぼす影響に関する調査等を支援することにより、原子力発電施設等に関する地域住民の理解の向上を図る」とされています。交付金の目的を思慮すれば、申請は行わず、必要な事業は独自に予算立てすることを検討すべきと考えます。

3 点は、令和元年度に 18 件依頼し 2,190 万円の徴収がされたとする茨城租税債権管理機構への負担金支出です。機構のホームページでは、「税の公平を守ります」として、「年々広域化、複雑化している地方税の滞納事案を解決するため、より専門的で効率的な滞納整理を行っています。また税務徴収事務に携わる職員のための体系的・実践的な研修も行っております」と書かれていますが、最大の問題点は、税滞納住民を敵視し、「公平な課税」の名のもとに追い詰めていくことです。

本来、地方税の徴収は、市町村が住民の実情に合わせて行うもので、顔を知っている住民と職員とで相談、猶予、予納、免除などにより民主的、人道的な解決をはかるものではないでしょうか。全国的にみても悪質と言われる茨城の機構への依頼は中止し、機構の解散を求める必要があります。

4 点は、国保会計への繰り出し金が法定内の 2 億 237 万 7,000 円のみで、国言いなりに法定外繰り出しを廃止したことです。国保は、今回の新型コロナウイルス感染症の流行からも、制度の後退はあっても優れた制度であることが明らかです。しかし中高齢者層や離職者、無職の方などの加入が多く、医療費が多額になる傾向の一方、税収は満額を見込めないなど、国保運営の財源構成にそもそも問題があると言えます。国負担分を抜本的に増やすことなしに法定外繰り入れを廃止すれば、運営の安定化のためには税率

引き上げしか方法はなく、低所得者には負担しきれないという悪循環を招くだけです。

被保険者が安心して医療が受けられるためには、村の法定外繰り入れにより税率引き下げこそ求められています。

５点目は、重要港湾である茨城港常陸那珂港区整備に係る負担金支出です。東海村が負担しているのは東防波堤工事に係る村負担分です。重要港湾の工事の費用負担に関する考え方は、港湾法第 42 条第 1 項および第 2 項に規定された「工事に要する費用は国と港湾管理者がそれぞれその十分の五を負担する」にのみ基づかせることが肝要と考えます。港湾整備に支出している多額の税支出分は、住民生活支援にまわすのが望ましいと考えます。

以上述べまして、認定第 1 号に反対する討論といたします。

認定第 2 号 令和元年度東海村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（反対）

<反対討論>

日本共産党の大名美恵子です。認定第 2 号 令和元年度東海村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の「可決すべきもの」とする報告に反対し、決算に反対の立場から討論を行います。

国は、市町村が行っている国保会計への法定外一般会計繰り入れを 2023 年度までに中止し、保険税徴収によってのみ国保会計の安定化を図るとしています。そしていずれは税の県内統一化をもくろみ、2018 年度に国保の県域化を強行しました。

これに対応した本村は、県域化までに税率の段階的引き上げを行い、法定外繰り入れを削減してきました。2019 年度は税率引き上げこそ行っていないですが、本来、法定外繰り入れにより、多くの加入者が「高い」と悲鳴をあげている税率引き下げをおこない、被保険者の健康とくらし支援、税収の安定化につなげる必要があります。

厚生労働省の全国調査では、2019 年度に国保料を滞納していた世帯は、全加入世帯の 14% 近い約 24.5 万世帯で、このうち 3 割の世帯が、滞納を理由に正規の被保険者証を取り上げられていたとのことです。

日本共産党は、社会保障としての国保運営を、「事態が悪化しないように防止する仕組み」とするためには、公費 1 兆円の新たな投入により国保料を大幅に引き下げ、中小企業の労働者が加入する協会けんぽ並みにすることが必要と考えます。

現時点では、被保険者に一番身近な本村が法定外繰り入れを行い税率引き下げに努力すべきでした。よって法定外繰り入れゼロの本決算は認められません。

以上述べまして、認定第 2 号に反対する討論と致します。

認定第 3 号 令和元年度東海村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（反対）

<反対討論>

日本共産党の大名美恵子です。認定第 3 号 令和元年度東海村後期高齢者医療特別

会計歳入歳出決算の認定について、委員長の「可決すべきもの」とする報告に反対し、決算に反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度の発足により、当時全国約 1300 万人が国保から強制移行させられ、本村では制度移行により保険料が引き上がった多くの高齢者支援のためにと、一般会計からの保険料サポート事業が創設され、高齢者の医療の確保に努めてきたことは大変貴重な施策でした。

しかし今、国は、高額療養費制度や後期高齢者の保険料軽減特例などを、見直しと称して次々と制度改悪をすすめ、加えて医療費負担割合を 2022 年度から所得に応じて 1 割から 2 割へと引き上げる方針を打ち出したことは、後期高齢者の医療確保をますます困難にさせることとして認めることはできません。

本村においても、保険料サポート事業は不適切とされ、廃止されました。後期高齢者医療制度発足の狙いは何だったのか、高齢者に感謝し安心して医療にかかれることをめざしたわけではなく、後期高齢者の人口と医療費が増加すればするほど保険料の値上げに直結し、受診抑制がもたらされる、つまり医療確保の自己責任を高めるためであったことがよくわかります。

本制度は広域連合での運営ではありますが、本村としては永治間村を支えてこられた高齢者の医療の確保に村独自の支援が求められていると考えます。

そもそも後期高齢者の医療保険制度として適正ではないうえに、村による独自支援も実施されないまま執行された本決算は認めることはできません。

以上述べまして、認定第 3 号に反対する討論と致します。

認定第 4 号 令和元年度東海村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(反対)

<反対討論>

日本共産党の大名美恵子です。 認定第 4 号 令和元年度東海村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の「可決すべきもの」とする報告に反対し、決算に反対の立場から討論を行います。

2000 年度から始められた介護保険制度は、高齢者の増加により介護保険財政が膨らみ続ける中で、保険料の値上げ、利用料の原則 1 割の自己負担割合が所得によって 2 割、3 割負担が導入されるなど、高齢者の負担が増しています。

また、介護度が重いほど自己負担額がふえ、最も介護を必要とする方がサービスを利用しにくい制度設計となっています。

2015 年度からは、要支援 1・2 の方へのサービスが介護サービスから切り離され、地域支援事業に移行されました。本村においては、担当課や地域包括支援センターが中心になり高齢者支援に大きな役割を果たしていることは評価できますが、国は、今後さらに増加する高齢者人口を前に、要介護 1・2 のサービスまで軽度だからと地域支援事業に移行させようと、社会保障審議会・介護保険部会に迫っています。市町村にさらなる負担がかかるとともに、保険あって介護なしという状況が生まれかねません。

介護の必要性を個人の責任とせず、多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に

は生きがいと安心の保障こそ必要になっています。国の負担で財政措置し、必要な介護サービスが安心して受けられる制度への転換を本村からも国に要望していくことが求められています。

以上述べまして、認定第４号に反対する討論といたします。

認定第５号 令和元年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について （賛成）

認定第６号 令和元年度水戸・勝田都市計画事業東海駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について （賛成）

認定第７号 令和元年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について （賛成）

認定第８号 令和元年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について （賛成）

認定第９号 令和元年度東海村水道事業会計歳入歳出決算の認定について （反対）

<反対討論>

日本共産党の大名美恵子です。認定第９号 令和元年度東海村水道事業会計歳入歳出決算の認定について、委員長の「可決すべきもの」とする報告に反対し、決算に反対の立場から討論を行います。

令和元年度水道事業会計は、当初、今後３条予算への一般会計補助金をゼロにすることが確認されました。しかし予期せぬ事態対応から２,２５５万円の補助が必要となり、８条で規定された「他会計からの出資及び補助金の額は５,０００万円である」を遵守しつつ、４条予算の出資金は残額の２,７４５万円として決算されました。

令和元年度は水道料金の引き上げはありませんでしたが、一般会計補助金をゼロとする方向性を変えなかったことは、今後容赦ない料金引き上げが本格的に開始されることの下地がつくられたものとして容認できません。

また水道料金にかかる消費税が、昨年１０月からの１０％への引き上げ通しかけられた決算であることも、公共料金の住民負担増が強いられたこととして認められません。生きていく上でなくてはならない水の料金は、極低廉で誰もが払える料金でなければならないと考えます。そしてそのうえで、安全安心な水を提供する水道事業が重要と考えます。

以上述べまして、認定第９号に反対する討論と致します。

認定第１０号 令和元年度東海村病院事業会計歳入歳出決算の認定について （賛成）

認定第１１号 令和元年度東海村下水道事業会計歳入歳出決算の認定について （反対）

<反対討論>

日本共産党の大名美恵子です。認定第１１号 令和元年度東海村下水道事業会計歳

入歳出決算の認定について、委員長の「可決すべきもの」とする報告に反対し、決算に反対の立場から討論を行います。

2019 年度の下水道事業会計は、負担金および使用料の引き上げは無かったものの、特別会計から公営企業会計への移行が強行されての決算となりました。今後水道事業同様、独立採算による会計処理強化が求められ、住民の負担増が明らかであり容認できません。

また、昨年 10 月からの消費税率 10%への対応も国言いに加入者に課した決算となっており、住民に新たな負担を強いたこととして認められません。

下水道事業は、住民生活に欠くことのできない大事なライフラインであり、村が責任をもって衛生的な生活環境整備を確保しつつ、住民負担は軽減に努める、これは行政の役割として当然のことと言えます。

以上述べまして、認定第 11 号に反対する討論と致します

同意第 5 号	教育委員の任命 高崎あす美氏 (賛成)
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦 澤畠京子氏 (賛成)
発委第 3 号	地方財政 (賛成)
発委第 4 号	刑事訴訟法 (賛成)
発委第 5 号	教育 (賛成)

請願第 2-1 号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願 (賛成)

<賛成討論>

日本共産党の大名美恵子です。請願第 2-1 号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願について、賛成の立場から討論を行います。

まず、請願審査により認知した 5 点についての考え方を述べます。

1 点は、日本においては、冤罪事件が大変多いという事実です。原因の 1 つは、いわれのない犯罪の容疑者にされた方が、弁護人の立ち合いがなく、警察の厳しい取り調べの中で自白を強要される、2 つは、重要な証拠を警察や検察が隠したりねつ造をする、3 つは、警察に一度逮捕されたら犯行を否認する限り、釈放も保釈もされないという人質司法と言われる現実、4 つは、自白偏重の裁判、5 つめに、誤判の原因を解明するシステムがない、などです。

これらは、日本における取り調べや、司法の在り方の問題と欠陥が明らかで、いつそれが冤罪被害者になっても不思議でない環境と言えます。根本的には冤罪を起こさない環境整備が必要です。

2 点は、冤罪被害者が救済される方法は、裁判のやり直し、つまり再審のみという厳しい現実です。委員会では、「開かずの扉とも言われる再審」というタイトルの DVD を委員各自回し視聴を行いました。そこで言われていた再審を妨げる障害をとり除くこ

とが必要です。

再審を妨げる障害の1つは、刑事訴訟法第316条の14、第2項に規定されている「検察官は、前項の規定による証拠の開示をした後、被告人または弁護人から請求があったときは、速やかに、被告人または弁護人に対し、検察官が保管する証拠の一覧表の交付をしなければならない」ということが、再審では適用されないという問題です。再審でこそ証拠開示の規定を適用させることが急ぎ求められています。

3点は、2つめの障害として、冤罪被害者が多くの年数をかけて勝ち取った「再審開始決定」に対し、日本では検察官が不服申し立てが出来るという問題です。これにより再審が取り消される事例が多くなっており、再審開始決定に対する検察官の上訴は禁止される必要があります。

4点は、2016年の刑事訴訟法改正の際、附則に、証拠開示について「検討を行うこと」と明示されましたが、現実には検討は「必要に見合って進められていない」という事です。このため冤罪被害者にとって、再審の扉が開くまでに数十年という膨大な時間を要している悲劇を止めなければならないと考えます。

5点めは、刑事訴訟法再審規定についての諸外国との比較で、日本は大変遅れた内容になっている事です。今何より重要なのは、日本の刑事訴訟法再審規定を日本国民の考え方として、どんな状況であっても最後まで個人の尊厳が重視されるという視点で、冤罪被害者の救済のための制度に急ぎ仕上げる必要があります。

次に、審査の中で本請願について、「地方議会がどうこうする問題ではない」や、「国では検討が始まっているので、意見書をあげる必要はない」等の考え方をもたれる場合があると聞きました。

しかし、冤罪被害者が再審の扉が開かれず人権が抑圧されたまま獄中死する事例や、病気を持つての仮釈放など多くなっている今、速やかな再審開始のための法整備が一日も早く行われる必要があると考えます。地方からの多くの意見書提出は、そのための力強い後押しになるものと考え請願に賛成いたします。

以上述べまして、請願第2-1号に賛成する討論といたします。

請願第2-2号 教育への国庫負担増を求める意見書提出を求める請願（賛成）

閉会中の継続審査申し出